

使用承認申請書

(高浜発電所第4号機の変更の工事)

関原発 第479号
2020年 1月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第4号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 令和元年 8月 7日 原規規発第1908073号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日：2020年 2月26日 使用期間 自：2020年 2月26日 至：令和元年8月7日付け原規規発第1908073号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日
使用の方法	高浜発電所第4号機を運転するために、特定重大事故等対処施設のうち格納容器バウンダリを構成する設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した特定重大事故等対処施設を令和元年8月7日付け原規規発第1908073号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

添付資料-1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

高浜発電所第4号機を運転するために、特定重大事故等対処施設のうち格納容器バウンダリを構成する設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した特定重大事故等対処施設を令和元年8月7日付け原規規発第1908073号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

高浜発電所第4号機 発電用原子炉施設

